

## 低所得国支援

### IMF の世界最貧国向け新規支援制度が始動



IMF の低所得国向け融資制度の大幅な改革により、各国の状況にこれまで以上に適した支援を行うことが可能となる。(写真: E. Jason Wambsgans/Chicago Tribune)

IMF サーベイ・オンライン  
2010年1月11日

- 低所得国向け融資財源の大幅拡充
- 全ての新規・既存の譲許的融資、今後2年間ゼロ金利
- 柔軟性を増した新規融資制度により、更なる支援が可能に

**過去20年間で最大規模の低所得国向け支援の改革の一環として、国際通貨基金（IMF）は世界最貧国向けの新規融資制度を始動した。これにより融資財源の拡大、借入限度の引き上げ、利払いの2年間の免除といったこれまで以上に柔軟な条件での融資の提供が実現することになる。**

国際通貨基金（IMF）による過去20年で最大規模の低所得国向け支援の改革の一環として、世界最貧国向けの新規融資制度が始動した。

1月7日に施行されたこの制度により、融資財源の拡大、借入限度の引き上げ、利払いの2年間の免除、各国の状況を考慮した柔軟な条件での融資の提供が実現することになる。

その内容は、2009年7月にIMF理事会が新規融資制度を承認した際に公表されてはいたが、その始動に関しては、債権国及び新規融資制度のメカニズムへの資金拠出者の承認が条件となっており、1月7日をもって同作業が完了した。

2009年3月に発表された世界金融危機の低所得国への影響に関する報告書の中でIMFは、貧困国が世界危機の影響を特に大きく受けており、各国が苦労の末に成し遂げた経済成長が脅かされていることから、危機の影響の緩和に向け更なる諸外国からの支援が必要となっていると警鐘を鳴らしていた。

また2009年には、IMFはダルエスサラームにて会議を開催、政府、ビジネス業界、市民社会、世論の担い手（オピニオン・リーダー）が集い、これらの問題について議論を行った。同会議でIMFはアフリカ向け支援の拡大に関し、融資の増額、柔軟性の向上、政策対話の強化と共に、IMFでのアフリカの代表権の更なる強化を公約した。

## 支援の倍増

IMF は対応の一環として、既に低所得国向け金融支援を 2 倍以上へと拡大させている。IMF が 2009 年に公約した低所得国向け譲許的融資は 38 億ドルに達したが、これはこれまでの年平均 10 億ドルと比較し大きな伸びとなっている。

このたびの施策の実現には、取り組みをさらに強化することが求められる。施策の主な内容は以下の通りである。

- **追加的財源の動員。** これには IMF が保有する金の合意された量の売却により、さらに IMF の譲許的融資能力を、当初 2 年間で最大 80 億ドルの増額を含め、2014 年までに最大 170 億ドルまでに拡大することが含まれる。これは、向こう 2~3 年で 60 億ドル規模の新規融資を求めた [G20 の要請](#) を上回るものである。
- **利払いの免除。** 低所得国の世界危機への対応を支援するために、IMF の譲許的融資の債務残高の利払いを 2011 年末までゼロとする。
- IMF 融資制度の譲許性を恒久的に高める – 高い譲許性の維持のため、年利率は定期的に見直しを行う。
- 低所得国の [平均融資利用限度を 2 倍とする。](#)
- **一連の新しい融資制度。** 以下の新規制度は低所得国の多様なニーズに対応し、危機に伴う諸問題への対処により適したものとなっている。：
  1. [拡大クレジット・ファシリティ](#) : 柔軟な中期的支援を提供。
  2. [スタンドバイ・クレジット・ファシリティ](#) : 短期的もしくは予防的ニーズに対応。
  3. [ラピッド・クレジット・ファシリティ](#) : 限定的なコンディショナリティーの下で緊急支援を提供。

新たな融資手段の始動により、貧困削減・成長ファシリティ（PRGF）の下での既存の取極めは自動的に、拡大クレジット・ファシリティの取極めへと切り替わる。しかし [外生ショック・ファシリティ](#) の下での既存の取極めは、各々が失効あるいは破棄となるまで有効とする。上記 3 つの新規の制度により IMF は、ショック或いは国際収支上の必要性に直面している国に対し、より柔軟な支援を提供することが可能となる。